

腐り切った組織の実態を継続してウォッチする 第五十八弾

神社本庁再生への道—その二十一—

政治との癒着で腐敗墮落したスポーツ界と宗教界—
関係者は反省の上に立ち、正常化への歩みを進めよ

どうやら特捜部は本気のような
である。オリンピックを巡る疑
惑のことだ。

特捜部による摘発の触手は高
橋治之元組織委員会理事から、
スポンサー企業のAOKIホー
ルディングスとKADOKAWA
Aへ、そしてキャラクター商品
の製作会社にまで伸びた。これ
から何人逮捕されるのか想像も
つかないが、「国葬」が終われば、
特捜部は本丸の摘発へ動き出す
かもしれない。畏れ多いことだ
が、まさに令和の大疑獄事件で
ある。

似て非なるオリンピック

一九六四年の東京五輪は日本
復興の象徴であった。第二次世
界大戦の敗戦から僅か二十年、
当時の日本や東京都にとって、
2020オリンピックより遥か
に背伸びをした大会であった。
故に、すんなり事が運んだ訳で

藤原登(フリーライター)

は、当初は反対の声も強
かったという。しかし2020
大会と比較すると、全く対照的
であった。理由を以下に列記す
る。

かち合った閉会式は、演出を越
えた見事なコントラストとな
り、選手が主役であることを印
象つけた。

アマチュアリズムと商業主義
の対立が顕著であったが、か
つてはアマチュアであることに
意義があった。今はどうか。そ
もそもプロ化した選手や団体の
ため、なぜ税金で大会を開かな
ければならないのか。

競技場問題
スタッドモンのあつた国立競
技場をはじめ新設された施設の
多くは、既に無用の長物になら
うとしている。それだけでなく
国立競技場の建て替えは今、外
苑再開問題との関係まで取り
沙汰されている。疑惑の連鎖に
際限がない。

一九六四大会に派手な演出は
なかった。しかし、当時子供で
あった私でも、テレビで見た開
閉会式を鮮明に覚えている。天
皇皇后両陛下が見守る中、選手
団が整然と入場した開会式と、
各国選手が入り乱れて喜びを分

一九六四大会の開会式が行わ
れた十月十日は、体育の日とし
て国民の祝日になった。しかし、
気づいたら第二月曜日に移り、
名称もスポーツの日になった。
その方が金になるのだろうか、
一日も早く元に戻してほしい。

大会誘致をめぐる買収疑惑の
みならず、コロナ禍の中、一年
遅れで強行された今回大会は、
過去のレガシーを潰し、負のレ
ガシーをこれからも積み上げよ
うとしている。

筆者が東京オリンピック問題
について紙面を割く理由は、政
治との癒着による権力の暴走と
私物化が、スポーツ界であれ宗
教界であれ、いかに組織を腐敗
墮落させて将来に禍根をもたら
すか、神社本庁問題を映す鏡と
して理解してほしいからであ
る。話を続けよう。

事態を放置する文部科学省

平成二十七年、スポーツの振
興を図るために文部科学省の外
局としてスポーツ庁が設置され
た。二〇二〇オリンピックの招
致決定二年後のことであり、明
らかに二〇二〇大会の成功と
その後の政策展開を視野に入れ
たものである。スポーツ界と政

治との癒着の賜物であろう。し
かし、その構想は崩れ、今は二
〇二〇大会の負の遺産をどう処
理するかで頭を痛めることに
なった。処理を間違えれば、ス
ポーツの振興どころではなくな

る。
宗教法人である神社本庁を所
管する文化庁も文科省の外局だ
が、旧統一教会の名称変更を
巡って、そのプロセスが適正で
あったのか、問われることとな
った。しかし、この問題は言
われている以上に根が深い。「信
教の自由」の問題があるからだ。

宗教行政において「信教の自
由」は大原則であり、行政は教
団の信仰的部分に踏み込んで
ならない。これは、基本的人権
に関わるので、例外は許されな
い。しかし、宗教団体と言えど
も世俗的部分については、一般
社会と同列であるべきことは言
うまでもない。宗教法人格を有
し、税制上も公益法人並みの優
遇措置を受けているのなら尚更
である。関係省庁は、一定規模
以上の宗教法人に対し、常に活
動状況の把握につとめるとも
に、宗教法人自身も、自主的な
情報開示を心掛けるべきであ
る。

ところが、現状はそうではな
い。信教の自由の理念を宗教団
体自身が拡大解釈し、所轄庁も
宗教団体の反発を怖れて、多少
のこととは不問にしてきた。そし
て政治的な影響力を持つ教団

は、信教の自由と政治力の両刀
を巧みに使い分けて勢力を伸ば
してきた。旧統一協会問題の本
質はここにある。
そして今や、神社本庁自身が
その仲間入りである。本連載の
令和二年十二月号で触れたが、
神社本庁は全面敗訴した職員
地位保全裁判で、「宗教的価値
観に基づいて下した懲戒処分が
仮に無効とされれば、神社本庁
の包括宗教団体としての活動は
機能不全となり、憲法が保障す
る信教の自由が破壊される」と
主張した。これは、「宗教的価値
観に基づいて」行った霊感商
法が仮に(違法)とされれば、
宗教団体としての活動は機能不
全となり、憲法が保障する信教
の自由が破壊される」という主
張と、構造的に全く同じだ。賛
否両論あつた安倍元首相の「国
葬」において、「国葬が実施さ
れば、信教の自由が侵される」
という主張もみられたが、何れ
も「信教の自由」を安売りし、

その理念を貶める点では共通し
ている。
戦後の宗教法人法の下で、殆
どの宗教団体が「信教の自由」
のもとに安住してきた。神社本
庁を含む宗教界が、そうした戦
後体制にドップリと浸かってき
た結果、それが逆に行き過ぎた
社会の世俗化を招き、宗教がタ
ブ視され、伝統宗教でさえ存
立の基盤が侵されるという社会
状況が出来ているのではない
か。その反省の上に立った宗教
界での議論の展開が俟たれる
が、そこで神社本庁の役割に
期待している。

そのために、一日も早い神
社本庁の正常化がなされねばな
らない。この夏、鷹司尚武統理
を支え、神社本庁の正常化を進
める組織「花富浦ノ會」が設立
された。詳細は「神社本庁の自
浄を願う会」のウェブサイトを
ご覧いただきたいが、神社界だ
けでなく、宗教界そして社会全
体に涼風を吹き込んでほしい。

藤原 登(ふじわら)のぼる)
昭和二十八年、東京に生まれる。
昭和五二年、専門学校卒業後、
広告代理店勤務の傍ら、
独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。
現在は同人誌を中心に寄稿している。